

答 申

1 審査会の結論

鹿児島県知事（以下「実施機関」という。）が本件異議申立ての対象となった公文書の一部開示とした決定は、改正前の鹿児島県情報公開条例（昭和63年鹿児島県条例第4号。以下「旧条例」という。）の解釈及び運用を誤ったものではなく、取り消す必要はない。

2 異議申立ての内容

(1) 異議申立ての経緯

本件異議申立人は、鹿児島県情報公開条例（平成12年鹿児島県条例第113号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき、平成16年9月30日付けで開示請求を行った。

これに対し実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「〇〇町商店街協同組合（以下「当該組合」という。）に係る ①中小企業等協同組合の継続決議の認可の通知文（以下「公文書①」という。）、②鹿児島県中小企業団体中央会から県に提出のあった進達文書（以下「公文書②」という。）」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、平成16年10月25日付け商政第309号で一部を開示する決定（以下「本件処分」という。）を行った。

その後、本件処分を不服として、平成16年11月1日付けで異議申立てがなされたものである。

(2) 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「当該組合から提出された組合継続認可申請書の全てを開示すること」というものである。

(3) 異議申立ての理由

本件異議申立人が異議申立書、意見書及び口頭による意見陳述で述べている異議申立ての主たる理由は、次のとおりである。

ア 協同組合の法人格継続認可申請書は、現在に至るも設立認可と同じく協同組合の基本であるので、全面開示を求める。

イ 当該組合に関する行政文書情報開示請求について、全面開示を行い、県政に対する理解と信頼を確保することを求める。

ウ 当該組合においては、現在も中小企業等協同組合法第39条、第40条に定められた開示請求書類の事務所備え付けがなく、閲覧請求権も保障されていない。

エ 行政文書の全面開示は、公益のためであり、中小企業等協同組合法第105条の検査の請求にも、総会決議の無効の訴えのためにも全面開示を求める。

3 異議申立てに対する実施機関の説明要旨

実施機関から提出された処分理由説明書及び口頭による説明の要旨は、次のとおりである。

(1) 本件対象公文書の性格

当該組合は、組合員のための共同店舗の建築及びその管理等の事業を行っている事業協同組合であるが、中小企業等協同組合法施行法（昭和24年法律第182号）第36条第1項の規定により、昭和56年10月1日において、最後の登記をした後10年を経過していたため、その日に解散したものとみなされた。

このため、当該組合は同法第36条第2項の規定により、臨時総会において継続決議を行い、当該継続決議に係る認可の申請書を鹿児島県中小企業団体中央会を通じて県に提出し、昭和59年2月3日付けで継続決議の認可がなされた。

本件対象公文書は、県から当該組合への継続決議に係る認可の通知文（公文書①）及び継続決議の認可申請に係る鹿児島県中小企業団体中央会から県への進達文書（公文書②）である。

(2) 一部開示の理由

本件対象公文書は、いずれも平成13年4月1日前に作成し、又は取得したものであることから、条例附則第3項の規定により、旧条例第8条の規定に基づき、開示の適否を判断した。

その結果、公文書①については、全部開示としたが、公文書②については、次のとおり不開示情報が含まれていたため、当該不開示情報に該当する部分を除いて一部開示としたものである。

ア 旧条例第8条第2号（個人情報）該当性

本件対象公文書記載事項のうち、「役員名簿」における代表理事を除く役員の氏名及び住所、「臨時総会議事録」、「総会議事録」及び「理事会議事録」における議長、発言者、清算人、司会者、理事等の氏名及び印影並びに「第31期決算報告書」及び「第32期決算報告書」における監事の氏名及び印影については、個人に関する情報であって、特定の個人が識別できるものであり、また、同号ただし書の「ア 法令等の

定めるところにより、何人でも閲覧することができる」とされている情報」，「イ 実施機関が公表を目的として作成し，又は取得した情報」又は「ウ 法令等の規定による許可，届出その他これらに類する行為に際して実施機関が作成し，又は取得した情報であって，開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれにも該当しないことから，同号の不開示情報に該当するものと認められる。

イ 旧条例第8条第3号（事業活動情報）該当性

本件対象公文書記載事項のうち，「中小企業等協同組合継続決議認可申請書」，「定款」，「事業計画書」，「役員名簿」，「昭和58年度予算案」及び「昭和59年度予算案」における代表理事の印影，「事業計画書」における事業資金の貸付金額，人数等，「昭和58年度予算案」及び「昭和59年度予算案」における金額及び摘要，「臨時総会議事録」，「総会議事録」及び「理事会議事録」における組合の印影，「組合員名簿」における氏名，電話等の欄に記載されている部分並びに「第31期決算報告書」及び「第32期決算報告書」において各欄に記載されている金額，未払金，保証金及び未収入金の項目に記載されている氏名並びに組合員名簿の氏名，電話等の欄に記載されている部分については，当該組合の内部管理に関する情報であって，開示することにより当該組合の正当な利益を害するおそれがあると認められ，また，同号ただし書の「ア 事業活動によって生じ，又は生ずるおそれがある危害から人の生命身体又は健康を保護するために，開示することが必要であると認められる情報」，「イ 違法又は著しく不当な事業活動によって生じ，又は生ずるおそれがある侵害から個人の財産又は生活を保護するために，開示することが必要であると認められる情報」又は「ウ ア又はイに掲げる情報に準ずる情報であって，開示することが公益上必要であると認められるもの」のいずれにも該当しないことから，同号の不開示情報に該当するものと認められる。

ウ 旧条例第8条第4号（犯罪捜査等情報）該当性

本件対象公文書記載事項のうち，「中小企業等協同組合継続決議認可申請書」，「定款」，「事業計画書」，「役員名簿」，「昭和58年度予算案」及び「昭和59年度予算案」における代表理事の印影，「臨時総会議事録」，「総会議事録」及び「理事会議事録」における議長，清算人，理事，組合等の印影並びに「第31期決算報告」及び「第32期決算報告書」における監事の印影については，開示することによって悪用されるなど犯罪の予防や公共の安全と秩序の維持に支障を及ぼすおそれがあることから，同号の不開示情報に該当するものと認められる。

4 審査会の判断

(1) 審査の経過

審査会は、本件異議申立てについて、以下のような審査を行った。

年 月 日	審 査 の 経 過
平成16年11月29日	諮問を受けた。
平成17年1月19日	実施機関から処分理由説明書を受理した。
2月17日	異議申立人に処分理由説明書を送付し、意見書の提出を求めた。
7月20日	諮問の審議を行った。
8月19日	諮問の審議を行った。（実施機関から本件処分の理由等を聴取）
9月13日	諮問の審議を行った。（異議申立人から意見を聴取）
10月19日	諮問の審議を行った。
11月10日	諮問の審議を行った。

(2) 審査会の判断

審査会は、本件対象公文書について審査した結果、以下のとおり判断する。

ア 本件対象公文書の内容

本件対象公文書は、上記3の(1)記載のとおりであり、中小企業等協同組合法の規定により、実施機関から当該組合への継続決議認可に係る通知文（公文書①）及び鹿児島県中小企業団体中央会から実施機関に提出された進達文書（公文書②）である。

さらに、公文書②は、「継続決議認可申請書進達の鑑」、「中小企業等協同組合継続決議認可申請書の鑑」、「定款」、「事業計画書」、「役員名簿」、「昭和58年度予算案」、「昭和59年度予算案」、「臨時総会議事録」、「総会議事録」、「理事会議事録」、「当該組合の登記簿」、「組合員名簿」、「第31期決算報告書」及び「第32期決算報告書」から構成されている。

イ 個人情報について

(ア) 旧条例第8条第2号本文該当性

同号本文は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」については、開示しないことができると規定している。

これは、個人の尊厳及び基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーは最大限保護する必要があること。また、個人のプライバシーの概念は法的に未成熟でもあり、その範囲も個人によって異なり、類型化することが困難であることから、個人に関する情報であって特定の個人が識別され、又は識別され得る情報について

は、原則として不開示とすることを定めたものである。

本件対象公文書のうち、不開示とした「役員名簿」における代表理事を除く役員
の氏名及び住所、「臨時総会議事録」、「総会議事録」及び「理事会議事録」にお
ける議長、発言者、清算人、司会者、理事等の氏名及び印影並びに「第31期決算報
告書」及び「第32期決算報告書」における監事の氏名及び印影については、特定の
個人が識別され、又は識別され得るものであり、同号本文に該当するものと認めら
れる。

(4) 旧条例第8条第2号ただし書該当性

同号ただし書は、「ア 法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することが
できるとされている情報 イ 実施機関が公表を目的として作成し、又は取得した
情報 ウ 法令等の規定による許可、届出その他これらに類する行為に際して実施
機関が作成し、又は取得した情報であって、開示することが公益上必要であると認
められるもの」については、同号本文に該当する場合であっても、開示しなければ
ならないと規定している。

これは、法令等の定めるところにより何人でも閲覧できる情報、公にすることを
目的としている情報及び許可、届出等に際し、作成又は取得した情報で開示する
ことが公益上必要であると認められるものについては、開示することができるとした
ものである。

上記(ア)で不開示としたこれらの情報は、何人でも閲覧できる情報ではなく、公
表を目的として作成し、若しくは取得した情報又は開示することが公益上必要であ
ると認められる情報にも該当しないため、同号ただし書のいずれにも該当しないも
のと認められる。

ウ 事業活動情報について

旧条例第8条第3号は、「法人（国及び地方公共団体を除く。）その他の団体（以
下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報で
あって、開示することにより、当該法人等又は当該事業を営む個人の競争上の地位そ
の他正当な利益を害すると認められるもの」については、同号ただし書に該当する場
合を除いて、開示しないことができると規定している。

これは、法人等の事業活動の自由その他正当な利益を尊重し、保護する観点から、
開示することにより、事業を行うものの競争上の地位その他正当な利益を害するこ
とになるような情報は、開示しないことができることを定めたものである。

本件対象公文書のうち、不開示とした「中小企業等協同組合継続決議認可申請書」、
「定款」、「事業計画書」、「役員名簿」、「昭和58年度予算案」及び「昭和59年度

予算案」における代表理事の印影，「事業計画書」における事業資金の貸付金額，人数等，「昭和58年度予算案」及び「昭和59年度予算案」における金額及び摘要，「臨時総会議事録」，「総会議事録」及び「理事会議事録」における組合の印影，「組合員名簿」における氏名，電話等の欄に記載されている部分並びに「第31期決算報告書」及び「第32期決算報告書」において各欄に記載されている金額，未払金，保証金及び未収入金の項目に記載されている氏名並びに組合員名簿の氏名，電話等の欄に記載されている部分については，法人等の内部管理情報として取り扱われており，同号前段に該当することは明らかである。

同号後段の「競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの」とは「法人等の保有する生産技術上又は販売・営業上の情報や経営方針，経理，労務管理等事業を行う上での内部管理に属する事項に関する情報であって，開示することにより，当該法人等の事業活動や事業運営が損なわれるもの。その他開示することにより，法人等の名誉，社会的評価，社会活動の自由等が損なわれると認められるもの」をいう。

実施機関が開示としたこれらの情報を開示することとすれば，法人等の意思によらないでその内部管理情報が公表されることとなり，法人等の正当な意思，期待に反するというべきであるから，正当な利益を害し，同号後段に該当すると認められる。

また，実施機関が開示としたこれらの情報が，同号ただし書のいずれにも該当しないことは明らかである。

エ その他の主張

異議申立人は，当該組合においては，現在も中小企業等協同組合法第39条，第40条に定められた開示請求書類の事務所備え付けがなく，閲覧請求権も保障されていないこと等についても主張しているが，これは開示請求制度とは別の問題であることから，当審査会では判断しない。

以上のことから，本件対象公文書のうち不開示とした部分は，旧条例第8条第2号及び第3号に該当し，開示しないことができるものであり，その他の条項の該当の有無について判断するまでもなく，実施機関の決定は妥当であるので，「1 審査会の結論」のとおり判断する。